

4 総 審 第 4 号
令和 4 年 9 月 9 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

福島県総合計画審議会
会長 岩崎 由美子

福島県総合計画の進行管理に関する意見書

本審議会において、福島県総合計画の推進体制について審議を行った結果、下記のとおり意見を取りまとめましたので、本審議会条例第 8 条の規定に基づき提言します。

なお、県におかれましては、本審議会の意見を尊重した対応方針を決定されるとともに、今後の施策の推進に活かされることを要望します。

記

[提言]

今年度から新しい総合計画がスタートしたところだが、策定から約 1 1 か月が経過し、この間にも、度重なる自然災害や、物価高・原油高、そして新型コロナウイルス感染症の流行など、本県を取り巻く情勢は日々変化し続けている。

東日本大震災・原発事故から約 1 1 年 6 か月が経過したが、本県の復興は途上であり、被災者の生活再建や風評・風化対策など、未だ多くの課題が残されている。

避難区域では、葛尾村、大熊町、双葉町において、帰還困難区域の一部の避難指示が解除されるなど、着実に復興のあゆみが進んでいる一方で、地域により復興の進捗は大きく異なり、深刻化・複雑化する課題や今後新たに顕在化する課題等に対して、現場の実情に応じてきめ細かに対応していく必要がある。

また、少子高齢化と人口減少の急速な進行が避けられない中、地方創生をはじめとした持続可能で豊かなふくしまの実現に向け、具体的な対応策を積極的に講じていくことが求められている。

こうした社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、復興・再生と地方創生を着実に進め、総合計画に掲げる将来像に近づけるため、施策の検討に当たっては以下の点に留意されたい。

- 1 総合計画は、多くの県民と対話を重ねながら目指す将来の姿を描いたものであり、県内の様々な主体の共通の指針となるものである。県民一人ひとりが身近に感じ、自分事と感じられる計画となるよう、引き続き計画の趣旨や内容の周知を徹底すること。
- 2 P D C A マネジメントサイクルの実効性を高め、社会情勢の変化を的確に捉えた事業構築を行うには、県民と行政の間で施策の進捗状況を共有することが必要である。総合計画に位置付けた指標はもとより、社会情勢の変化を端的に表す指標を積極的に取り入れるなどし、県の重要政策や重点事業など、骨格となる考えを整理しながら、県の取組の成果を県民に分かりやすく公表すること。
- 3 今後も起こりうる急激な社会変動や自然災害により、県の各施策は様々な影響を受けることが想定される。その際、根拠に基づく政策立案の考え方を基に、外部から受けている影響や事業効果を客観的に検証し、短期的・中長期的な視点で対策を講じるなど、P D C A マネジメントサイクルを適切に運用し、施策の実効性を確保すること。
- 4 復興・再生と地方創生を両輪で進める本県においては、団体や企業、市町村など、様々な主体との連携・協働が不可欠である。
各主体が担う役割を意識して自ら考え行動し、取組の相乗効果を生み出せるよう、常に県民の声に耳を傾け、各主体間の連携や調整を適切に図ること。